

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、法の規律が地方公共団体の機関にも適用されることに伴い、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等を整理するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

審査会の所掌事項のうち個人情報保護制度に係るものを法の適用に合わせて整理し、及び条例中の引用する根拠条文及び字句を条例のものから法のものに改める。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて附属機関の事務の整理や規定の改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表